

# 川崎市交通局寄附受領取扱要綱

平成27年1月13日

26川交庶第786号

(目的)

第1条 この要綱は、交通事業に対して一般市民等から寄せられる寄附の受領に関し、公正かつ適切に取り扱うため、必要な事項を定めるものとする。

(受領を禁止する寄附)

第2条 交通局長（以下「局長」という。）は、法令で禁止されている寄附及び次に掲げる寄附については、これを受領しないものとする。

(1) 金銭（有価証券を含む。）による寄附

(2) 前号に掲げるもののほか、受領することが適当でないと局長が認める寄附

(寄附申出書の提出)

第3条 寄附しようとする者は、局長に寄附申出書（第1号様式）を提出するものとする。

(受領書の交付)

第4条 局長は、寄附を受領した場合は、受領書（第2号様式）を寄附者に交付するものとする。

(寄附物品の管理)

第5条 局長は、受領した寄附を適切に管理するため、寄附物品管理簿（第3号様式）を備えるものとする。

(寄附者への謝意)

第6条 寄附者への謝意については、市長名又は局長名の礼状をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、寄附者には、同項の礼状に代えて感謝状を贈呈することができる。

(1) 1回に300,000円以上の寄附のとき。

(2) 数次にわたる寄附の総額が300,000円以上に達したとき。

(3) その他特に必要と認められるとき。

3 礼状は受領月の翌月に、感謝状はその都度贈呈するものとする。

(事務)

第7条 寄附の受領に関する事務は、原則として寄附金品等を使用又は管理する所属の所属長が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、寄附の受領に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

(第1号様式)

## 寄 附 申 出 書

(あて先)  
川崎市長  
川崎市交通局長

次のとおり寄附したいので申し出ます。

1 寄附者住所 (〒      -      )

.....  
.....

2 寄附者氏名  
(ふりがな)

.....

3 寄附の目的

.....  
.....  
.....

4 寄附物品の名称、数量及び金額

名称	単価	数量	価格 (単価×数量)
合計			

(第2号様式)

受領書

川交 第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_様

川崎市 長  
川崎市交通局長

次のとおりありがたく受領いたしました。

- 1 寄附物品
- 2 数量・金額

なお、あなた様のお志に添い、有意義に活用させていただきます。

